

平成20年6月20日
消 防 庁

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」の開催

平成18年1月に長崎県大村市で発生した認知症高齢者グループホーム火災、平成19年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災、平成19年6月に東京都渋谷区で発生した温泉施設爆発火災等の小規模な施設における火災事例や、こうした施設の多様化・複合化の状況に対応した防火対策を検討するため、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」を開催することといたしましたのでお知らせします。

1 小規模施設に対応した防火対策に関する検討会開催要綱

別紙1のとおり

2 委員

別紙2のとおり

3 スケジュール

平成20年6月24日（火）に第1回検討会を開催し、年度内に3回程度開催し報告書をとります。



(事務連絡先)

総務省消防庁予防課 渡辺（剛）、鳥枝、浅海

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

小規模施設に対応した防火対策に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 近年の小規模な施設における火災事例や、こうした施設の多様化・複合化の状況に対応した防火対策を検討するため、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討及び分析を行うものとする。

- (1) 小規模施設の実態（構造・設備・収容者・運営形態等）の調査
- (2) 小規模施設の危険性の分析
- (3) その他

(委員の委嘱)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、行政機関、消防機関、関係団体の者等のうちから消防庁予防課長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、原則1年とする。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、検討会を主宰する。
- 5 検討会に座長が指名する座長代理1名を置くことができる。
- 6 必要に応じ検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務は、消防庁予防課が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

小規模施設に対応した防火対策に関する検討会委員

(五十音順・敬称略)

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 上田 孝志 | 札幌市消防局予防部指導課長 |
| 浦野 正男 | 全国社会福祉施設経営者協議会調査・研究委員長 |
| 恵美須 望 | 横浜市安全管理局予防部指導課長 |
| 岡田 和史 | 千葉市消防局予防部指導課長 |
| 加藤 隆次 | 社会福祉法人日本保育協会 (亀井野保育園園長) |
| 川原 秀夫 | 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長 |
| 久木元 司 | 財団法人日本知的障害者福祉協会危機管理委員会副委員長 |
| 児玉 桂子 | 日本社会事業大学社会福祉学部教授 |
| 佐藤 康雄 | 東京消防庁予防部参事兼予防課長 |
| 野村 歡 | 国際医療福祉大学大学院保健医療学専攻・福祉援助工学領域教授 |
| 兵頭 美代子 | 主婦連合会参与 |
| 宮川 恵秀 | 社会福祉法人全国保育協議会副会長 (双葉保育園園長) |
| 室崎 益輝 | 関西学院大学総合政策学部教授 |
| 室津 滋樹 | 日本グループホーム学会代表 |
| 山崎 栄一 | 大分大学教育福祉科学部准教授 |